

各県立高等学校長 }
県立伊奈学園中学校長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

県立学校の再開について（通知）

緊急事態宣言を受けた臨時休業については、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和2年5月14日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部で「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定が行われ、「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。」との方針が示されました。このことを踏まえ、文部科学省からも、感染症対策と子供たちの学びの保障の両立を図っていくとの考えが示されたところです。

また、県では、5月19日に感染症専門家会議で県立学校再開に当たっての感染防止対策などについて意見をいただき、本日新型コロナウイルス対策本部会議において、県立学校の再開について、別添資料のとおり決定されました。

については、下記により学校再開に向けた準備をするとともに、再開後の円滑な実施について御配慮くださるようお願いいたします。

併せて、別途通知する令和2年5月22日付け教高指第344号「県立学校版 学校再開に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）」（以下「ガイドライン」という。）も踏まえていただきますようお願いいたします。

記

1 県立学校の再開について

現在の感染状況の傾向が継続することを前提に、徹底した感染防止対策を講じた上で、**6月1日（月）**から分散登校・時差通学を活用しながら段階的に学校を再開する。分散登校・時差通学の期間は今後の感染状況等を踏まえ柔軟に対応する。

なお、学校再開に向けた準備のための登校を必要に応じて行う。

2 再開の方法について（ガイドライン p.10）

6月1日（月）から学年等に分散した登校（分散登校）から開始し、通常登校に向けて段階的に週あたりの登校日を増やしていく。

なお、分散登校については次のとおりとする。

- (1) 6月1日（月）から6月7日（日）まで、生徒1人につき週1回登校
- (2) 上記(1)の状況を踏まえて、6月8日（月）から生徒1人につき週2～5回登校
- (3) 教育委員会が移行期間の状況を踏まえ通常登校の指示があるまでは分散登校を行う。

3 休業期間終了後の授業時数の確保について（ガイドライン p. 8）

補充のための授業を確保すること。授業時数の確保については、各学校の状況に応じて、次の(1)～(4)により、休業期間中に実施できなかった授業時数の少なくとも半数の授業時数を確保すること。

- (1) 時間割編成の工夫による確保
期末考査後等における授業の実施等
- (2) 各種学校行事等の延期・中止による確保
体育祭などの学校行事の延期・中止等
- (3) 夏季休業の短縮による確保
7月31日まで及び8月25日以降は授業を実施
- (4) 土曜授業の実施による確保
生徒や保護者等に過度の負担とならないよう留意した上で、必要に応じて実施

4 学校行事について（ガイドライン p. 13）

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。

5 部活動について（ガイドライン p. 14）

通常登校が再開されるまで実施しない。

6 別添資料

「県立学校の再開について」

令和2年5月22日開催 第17回新型コロナウイルス対策本部会議資料

4及び5の運動に関すること

担当 保健体育課 学校体育担当

電話 048-830-6947

上記以外に関すること

担当 高校教育指導課 教育課程担当

電話 048-830-7391